

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱 新旧対照表

新	旧												
<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、令和3年1月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</u></p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="129 1315 1093 1436"> <thead> <tr> <th>1 事業区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6)（略）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1)～(6)（略）	(略)	(略)	<p>神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条～第18条（略）</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年6月22日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年9月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和2年10月29日から施行し、令和2年4月1日から適用する。</p> <p>別表1（略）</p> <p>別表2</p> <table border="1" data-bbox="1137 1315 2101 1436"> <thead> <tr> <th>1 事業区分</th> <th>2 基準額</th> <th>3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6)（略）</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	(1)～(6)（略）	(略)	(略)
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費											
(1)～(6)（略）	(略)	(略)											
1 事業区分	2 基準額	3 対象経費											
(1)～(6)（略）	(略)	(略)											

<p>(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 <p><u>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医師</u> 1人1時間当たり 15,100円 ・ <u>医師以外の医療従事者</u> 1人1時間当たり 5,520円 <p><u>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</u></p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>	<p>(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>
<p>(8)、(9) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(8)、(9) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (医療チーム派遣経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役</p>	<p>(10) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (医療チーム派遣経費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費（消耗品費、材料費、燃料費、食糧費）、役</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円 ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560 円 <u>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合)</u> ・<u>医師</u> <u>1人1時間当たり 15,100 円</u> ・<u>医師以外の医療従事者</u> <u>1人1時間当たり 5,520 円</u> ・<u>業務調整員</u> <u>1人1時間当たり 3,120 円</u> <u>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</u> <p>(医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。”</p>	<p>務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760 円 ・業務調整員 1人1時間当たり 1,560 円 <p>(医療チーム活動費) 実費相当額 ※医療チームの活動費とは、個人防護具、医薬品、医療用消耗品、一般消耗品の購入など、医療チームが新型コロナウイルス感染症患者に対応するために必要な費用をいう。</p>	<p>務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>
--	---	---	--	--	---

<p>(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 <p><u>(令和2年12月14日以降に重点医療機関に派遣する場合)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医師</u> <u>1人1時間当たり 15,100円</u> ・ <u>薬剤師</u> <u>1人1時間当たり 5,520円</u> <p><u>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。</u></p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>	<p>(11) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 7,550円 ・ 薬剤師 1人1時間当たり 2,760円 	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金</p>
<p>(12)、(13) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(12)、(13) (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>			<p>(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。</p> <p>(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造を持ち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。</p>		

